

## 横浜市会請願及び陳情取扱要綱の一部改正について

陳情については、「横浜市会会議規則」及び「横浜市会請願及び陳情取扱要綱」に基づき審査等を行っているが、法令等又は公序良俗に反する行為を求める等の内容の陳情は、取り扱いの規定がなく、審査に苦慮している状況である。

今後、このような陳情についてより適切に取り扱うため、以下のとおり「横浜市会請願及び陳情取扱要綱」の改正を行う。

### 横浜市会請願及び陳情取扱要綱（案）（新旧対照表）

現行	改正案
<p>(受理)</p> <p>6 議長は、期限内に受理した陳情については付託予定及び付託予定外の区分に応じた陳情受理一覧表及び陳情書の写しを作成し、各会派控室への配付及び市会情報システムへの掲載を行うものとする。</p>	<p>(受理)</p> <p>6 議長は、期限内に受理した陳情については、<u>陳情受理一覧表及び陳情書の写し(11(2)又は(3)のいずれかに該当する内容が含まれる陳情にあつては、これらの内容が記載されている部分を塗抹したもの</u>を作成し、各会派控室への配付及び市会情報システムへの掲載を行うものとする。</p> <p><u>(法令等又は公序良俗に反する行為等に係る陳情の取り扱い)</u></p> <p>11 議長は、受理した陳情のうち、次のいずれかに該当する内容が含まれるものについては、<u>運営委員会の意見を聴いて、委員会付託を省略し、関係局への回答の請求を行わないものとする。この場合において、議長は、その旨を陳情者に通知するものとする。</u></p> <p>(1) <u>法令等又は公序良俗に反する行為を求めるもの</u></p> <p>(2) <u>特定の個人の私生活についての秘密が明らかとなるおそれがあるもの</u></p> <p>(3) <u>特定の個人、団体等の名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの</u></p> <p>(4) <u>係属中の訴訟又は捜査中の犯罪事件に関するもの</u></p> <p>(5) <u>市の職員に対する懲戒その他の処分又は訓戒その他の人事的措置を求めるもの</u></p> <p>(6) <u>市の事務に関係しない事項についての行為を求めるもの</u></p>

11～33 (本文省略)

(事務処理)

34 議長は、請願については請願受理簿に、委員会に付託する陳情については付託陳情受理簿に、付託を省略する陳情については付託外陳情受理簿に、それぞれ原則として提出された順に番号を付し記入整理する。

35 請願番号、付託陳情番号及び付託外陳情番号は毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終る。

36～39 (本文省略)

(7) 採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないと認めるもの

(8) その他議長が適当でないと認めるもの

12～34 (本文省略)

(事務処理)

35 議長は、請願については請願受理簿に、陳情については陳情受理簿に、それぞれ原則として提出された順に番号を付し記入整理する。

36 請願番号及び陳情番号は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

37～40 (本文省略)

附 則

この要綱は、平成25年9月9日から施行し、平成25年第4回定例会で取り扱う陳情から適用する。